

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	三宅村・東京都		
計画期間 実施期間	H19～H19 H19～H21	総事業費(交付金)	33,000千円(18,150千円)

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	レ	活性化の目標は、地域活性化のために定住人口を確保することで、同法律及び基本方針に適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	レ	対象農道は、農業振興地域で土地改良法に基づき造成され、新島村が農道台帳を作成し適正に管理されている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	レ	受益者の要望に基づき、村が事業化する。
事業の推進体制は確立されているか	レ	事業実施主体:三宅村 計画主体:三宅村・東京都
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	レ	農道の環境整備で物流の効率性を向上させて、農業を活性化させることで定住人口を確保し、地域の活性化を図ることができる。
計画期間・実施期間は適切か	レ	計画期間は、目標達成に必要な期間とする。 実施期間は、三宅村の財政状況を考慮して決定。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	レ	総事業費33,692千円 交付金18,496千円 事業費 33,000千円 交付金18,150千円 附帯事務費(都1.1%村1.0%)1/2以内 交付金346千円

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	レ	農道更新対策として、農道保全対策事業を実施する。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	レ	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年三月三十一日大蔵省令第15号)別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表:舗装道路及び舗装路面:アスファルト敷又は木れんが敷のものを適用 アスファルト舗装 10年とする
事業による効果の発現は確実に見込まれるか	レ	地域の活性化

	費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	レ	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領の第2の3の 土地改良施設保全に該当する。
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	レ	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領の第2の3の 土地改良施設保全に該当するため、投資効率を1.0とみなす。
	事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	レ	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱
	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	レ	交付金は東京都土地改良事業費補助金交付要綱に基づく事業費として、三宅村へ補助する。
	施設等の利活用の見通し等は適正か	-	
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	
	事業費積算等は適正か	レ	
	過大な積算としていないか	レ	土地改良工事積算基準を採用し、単価は東京都設計単価を採用している。
	建設・整備コストの低減に努めているか	レ	現況を詳細に調査し、舗装打ち替え範囲を最小限に精査している。
	附属施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	
	備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	
	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	-	
	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	レ	既存農道の用地の範囲内での舗装打ち替えのため、新たに用地買収を行う必要がない。
	事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	レ	平成19年度予算に自己財源を計上してあるため、起債及び制度資金は使用しない
	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか	レ	
	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	レ	農道環境整備計画書・農道環境整備事業計画書にもとづき、三宅村が適正に管理する。
	収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか、また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	-	
	他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。